

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

当法人では「介護職員等特定処遇改善加算」を算定しております。

当該加算を算定するにあたり、求められる要件の一つに“介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること”というものがあります。

なお「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用して、当該加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることを言います。

以上の事に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
(1) 資質の向上	①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	働きながらより専門性の高い技術の取得を促すために、喀痰吸引研修や、実務者研修の受講支援、介護福祉士資格取得の費用負担を行うほか、勤務シフトの考慮等を行い、受けやすい環境を整えている。
	②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	認知症実践者研修など、職員の勤務年数や経験を勘案して必要と思われる研修受講を促すほか、資格取得と勤続年数を昇給の要件として、職務の級と給料表を連動させている。
(2) 労働環境・処遇の改善	①新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	新人職員に対して指導する指導担当者制度を導入しており、コミュニケーションシートの活用や定期的な話し合いの場を設ける他、困りごとを相談できる体制としている。
	②雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	雇用管理者は衛生管理等の研修を受講し、委託した特定保険労務士に必要に応じて相談する体制をとっている。また衛生委員会を設置し、腰痛予防やハラスメント対策を行うほか、年次有給休暇取得の推進を行っている。
	③ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	専用の介護記録アプリケーションとタブレットを使用し、各種記録や申し送りなどを共有するほか、職員への連絡手段として安否確認・連絡アプリケーションを活用することで緊急時などの情報伝達の迅速化を図っている。
	④介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	バスリフトやミスト浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、スライディングボードやリクライニング式車いす等を使い「持ち上げない介護」を推進し、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	⑤健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年2回の健康診断やストレスチェックの実施ほか、喫煙は原則届け出た者のみとし、定められた喫煙場所で行う。また衛生委員会を設置し、ハラスメントについてのアンケートや研修を実施している。
(4) その他	①中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等	高年齢職員に対しては、主に洗濯中心の業務、レクやリハ中心の業務、入浴についても着脱中心の業務など、身体に負担のかかりにくいシフトを考慮する。また未経験者については動画研修や当面の間は身体介護以外を行う。